クリエーターへの適切な対価還元に関する検討状況について

1. 文化審議会における審議の経過等

- 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会(以下、「本小委員会」という。)において、平成27年度から昨年度にかけて「①クリエーターへの対価還元についての現状」、「②補償すべき範囲の検討」、「③対価還元の手段」について順次検討を行い、その審議の経過を文化審議会著作権分科会に報告してきた。
- これを踏まえ、今年度は、本小委員会における検討等に資するよう、昨年度の報告において「現在の実態を踏まえて再確認していく必要がある」(別紙)とされていることについて、文化庁において、私的録音録画に使用される機器等に関する実態調査を行ったところであり、その結果は、現在集計・分析中である。

2. 「知的財産推進計画2019」と関係府省庁による検討

○ 上記1.のとおり、文化審議会において<u>長年にわたり検討が続けられているが、関係当</u> 事者間の意見の隔たりが大きく、結論が見いだせていない。

そのような状況を受け、「知的財産推進計画2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)」に記載された以下の施策の工程表において、今年度は、「<u>関係省庁で検討を</u>進め、結論を得て、必要な措置を講じる」とされた。

- ・クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、<u>私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)(文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)</u>
- これを受けて、関係府省庁において、現状の認識、補償が必要な私的録音録画の範囲 の考え方、コピーコントロール技術との関係等に関して、具体的な事実関係等の整理を 含め、対価還元の在り方について議論を行っているところ。

3. 今後の進め方(案)

- 本件については、意見の隔たりの大きい<u>当事者間での検討を再開する前に、上記2.の</u> 関係府省庁間による議論の整理を確認することが適切であることから、当該整理が整い次 第、本小委員会に報告の上、意見交換を行っていただくこととする。
- 上記1. の文化庁による機器等に関する実態調査については、集計・分析が整い次第、 本小委員会に報告の上、意見交換を行っていただくこととする。

(参考) 私的録音録画に使用される機器等に関する実態調査(令和元年度)の概要

文化庁が調査会社に委託し、Web によるアンケート調査を実施。以下のような項目を機器等毎に調査。

- ・機器の所有割合、用途、録音録画経験
- ・データ保存割合・内容
- ・音楽の録音源毎の曲数
- ・テレビ番組のジャンル別保存数・時間、録画後の処理状況 等

(著作物等の適切な保護と利用・流通に関する 小委員会の審議の経過等についてより抜粋)

V 対価還元の手段(具体的な制度設計)

1. 当面の手当てに係る基本的な考え方

補償金制度については、制度維持のための社会的コストや配信サービスの発展に鑑みれば、すでに「当面」の期間を超えているように思われるとする意見もあった。他方、私的録音録画補償金の徴収額が減少しているのは、私的複製の実態に対応した追加指定がなされていないためであるとする意見があった。

本小委員会は、このような課題や私的録音・録画の実態調査結果も踏まえて、対価還元手段について総合的に検討を行ったところであり、補償の必要性がある私的録音・録画については、上記のとおり、代替措置が講じられるまでの当面の手当てとしては、補償金制度について、協力義務者の位置付けを維持しながら、私的録音・録画の蓋然性の高い機器(主として録音/録画の用に供される機器)等への課金を行うという現行の運用を前提とした手当てをまずは行うことが考えられる。

ただし、この場合には、私的録音・録画の蓋然性の高い機器等として具体的に何が該当するのかについて、現在の実態を踏まえて再確認していく必要があると考えられるとともに、補償金制度については、制度に内在する課題や運用上の課題に関する指摘(III.3(1-2)参照)がなされてきたことにも留意する必要がある。したがって、補償金制度に係る手当てを行う場合には、これらの指摘にも留意しながら、具体的な制度設計を行うことが適当である。

他方、補償金制度の課題としては、このほかにも、著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となり、機器等の購入時に全ての購入者が補償金を支払わなければならないという現行補償金制度の運用(一括支払方式)を正当化する根拠が失われつつあるといった指摘もなされてきた。しかし、これについては、上記のとおり、現時点においては、契約と技術による対価還元手段にせよ、補償金の徴収方法の在り方の工夫にせよ、利用者による私的複製の動向をより適切に捕捉し得る新たな枠組みの構築の実現可能性について、現時点で共通理解が得られているわけではない。もとより、関係当事者の協力等により、そのような枠組みが構築されうるのであれば、今後の新たな対価還元の在り方として望ましいといえる。

以上を踏まえれば、クリエーターへの適切な対価還元の在り方を検討する本小委員会としては、私的録音・録画の蓋然性の高い機器(主として録音/録画の用に供される機器)等への課金を行うという現行の運用を前提とした対応の検討と併せて、補償金の徴収方法の在り方の工夫など、利用者による私的複製の動向をより捉えた適切な対価還元手段の構築に向けた検討を深める必要がある。この検討においては、関係当事者による協力が不可欠となると考えられるところ、また、著作権法が目的とする文化の発展に寄与するものとなるかという点も含め、社会的コストとの兼ね合いも含めて検討される必要があるとの指摘も出されたところ、技術の動向や複製機器の実態等も踏まえながら検討を行う必要があると考えられる。